

作成 令和7年4月1日

## らいぶりー相談支援事業所 R7年度 運営規程

### (事業の目的)

1. この規程は、有限会社Livelyが開設するらいぶりー相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者自立支援法及び児童福祉法（以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業所の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定相談支援の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立におこなうように努めるものとする。
  - 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

#### (1) 名称

らいぶりー相談支援事業所

#### (2) 所在地

岩見沢市5条西19丁目10

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 管理者 1人（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

#### (2) 相談支援専門員 3人（兼務1人）

相談支援専門員は、利用者の福祉に関する各般の問題に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う基本相談支援及びサービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし12月29日から1月3日までを除く

(2) 営業時間

午前9時から午後6時までとする。

(指定特定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業所の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本相談支援

(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

(3) 訪問によるアセスメント

(4) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成

(5) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取

(6) 訪問によるモニタリング

(7) 前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、支援対象障害者等から法の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域を超えて行う指定相談支援に要した交通費の実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね25キロメートル未満 300円

(2) 事業所から、片道おおむね25キロメートル以上 500円

3 事業所は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支援対象障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得なければならない。

4 事業所は、第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支援対象障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第8条 指定相談支援事業者は、指定相談支援を提供している支援対象障害者等が当該指定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額合計額が、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岩見沢市とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第10条 事業の対象者は、全障害者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定相談支援に関し、法第11条第2項又は法第24条の34第1項により都道府県が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定特定相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定又は法

第57条の3の3第3項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業所は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 6 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 月1回

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業所は、利用者に対し適切な指定相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社Livelyと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する